

Articles

論文

社会保障財源としての相続税改革の方向

— 相続課税の強化、遺産課税の新設シミュレーション —

上級研究員

渥美由喜



目次

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| 1. はじめに | 4. 社会保障財源としての相続資産の活用 |
| 2. 高齢者関連の社会保障費の増加 | 4.1. 相続税制の再設計 |
| 2.1. 社会保障費は一貫して増加 | 4.2. 相続税制改革シミュレーション |
| 2.2. 高齢者関連が占める割合の増加 | 4.3. 社会保障財源への改革効果のシミュレーション |
| 2.3. 高齢者関連の社会保障費の将来見通し | 5. おわりに |
| 3. 老親扶養と相続 | 【付1】介護費用の試算方法 |
| 3.1. 老親扶養の対価としての相続 | 【付2】相続税収の試算方法 |
| 3.2. 老親扶養の社会化と相続資産の社会的還元 | |

要旨

1. 本稿では、社会保障財源として相続資産に着目した。というのも、これまで相続は人々から「老親扶養の対価」とみなされてきた。しかしながら、近年、子供が自分の老親を扶養する代わりに、社会全体で扶養するようになってきている。老親扶養の社会化が進んでいるのだから、相続の一部を社会的還元すべきと考えられる。
2. 他方で、現行の相続税制は課税最低限が高いため、相続が発生した世帯のうち、大半が非課税である。このままでは、老親扶養が社会化しているにもかかわらず、相続資産の受益はこれまで通り個人が受けとってしまう。現在の高齢者の大半は年金で過剰給付（拠出した保険料を大幅に上回る給付）を受け取っている。過剰給付の一部が資産化している可能性がある。資産化した過剰給付が相続を通じて、子世代へと移転してしまう点が懸念される。なぜなら、高齢者世代の大きな資産格差が子世代の資産格差へと継承されるのは、公平性の観点から問題があるからである。
3. そこで、高齢者は社会保障制度の受益者であるという観点を加味して相続税制を再設計する必要がある。第一の方策として、相続税課税を強化した場合（新たに最低税率5%）、将来の増収分は、2030年で3.0兆円と推計される。第二の方策として、遺産課税を新設した場合（高齢者各人の過剰給付を死亡時に精算）、同9.0兆円と推計される。今後、新たな社会保障財源を模索していく中で、相続資産の一部還元は有力な選択肢と考える。

1. はじめに

最近、社会保障制度の専門家の間では、社会保障財源の一つとして「相続資産」に着目する声がかかれるようになった¹⁾。すなわち、社会保障制度の整備により、高齢者を社会全体で扶養するようになったのだから、社会保障制度に要する費用の一部を相続資産から賄うべきというのである。ただし、定量的な議論にまでは至っていない。

社会保障と相続は一見すると、無関係にみえる。このため、上記の意見は広く受け入れられるには至っていない。その一方で、増大する社会保障費をどのようにして捻出するかは、今後の重要課題の一つであることは疑う余地がない。今から、将来の社会保障財源について考えておくことは必要であろう。

そこで本稿では、社会保障財源の一つとして、相続資産を活用できないかという問題意識から、調査研究を行った。

まず2章では、社会保障費、特に高齢者に関連する社会保障費がどのように増加してきたか、また将来どの程度まで増えていくのかを整理する。

次いで3章では、相続には老親扶養の対価という性格があったことをデータに基づいて明らかにする。また近年、社会保障制度の整備により、老親扶養の社会化が進んできており、相続資産の一部を社会全体に還元していくことも検討していくべきであることを示す。

最後に4章では、現行の相続税制について考察し、相続資産の一部を社会保障財源として活用する余地があることを示す。そして、仮に、相続税

の課税を広く薄く徴収するように強化した場合、また社会保障制度の受益者である高齢者各人の過剰給付（社会保障給付— 拠出で算出）を死亡時に、「遺産課税」という形で精算した場合に、相続税の増収分で社会保障財源をどの程度、賄えるのか試算を行う。

2. 高齢者関連の社会保障費の増加

本章では、社会保障費の新たな財源を探す必要性について述べる。そのために、社会保障費、特に高齢者に関連する社会保障費のこれまでの動向及び将来の動向について整理する。

2.1. 社会保障費は一貫して増加

まず、社会保障費の時系列推移を確認しておく。社会保障費をみる上で、代表的な指標となっているのが「社会保障給付費」である。これは、年金、医療、雇用など各種の社会保険に要する費用の他、生活保護など社会福祉に要する費用を合計したものである。

社会保障給付費はこれまで一貫して増加しており、2002年には約84兆円の規模となっている。次に、社会保障給付費が国民所得に占める割合をみると、1970年代中頃に急速に高まった後、80年代にはほぼ横ばいであった。しかしながら、90年代に入り再び高まっており、現在、約23%を占めるに至っている（図表1）。

2.2. 高齢者関連が占める割合の増加

では、社会保障費の中でも、特に高齢者に関連

1) 例えば、内閣府の経済財政諮問会議で、有識者議員が2003年5月に提出した『社会保障制度改革のあり方』では、「公的年金に国庫負担が含まれていることを考慮し、遺産から一定額を納める制度の創設を検討する」と提言されている。

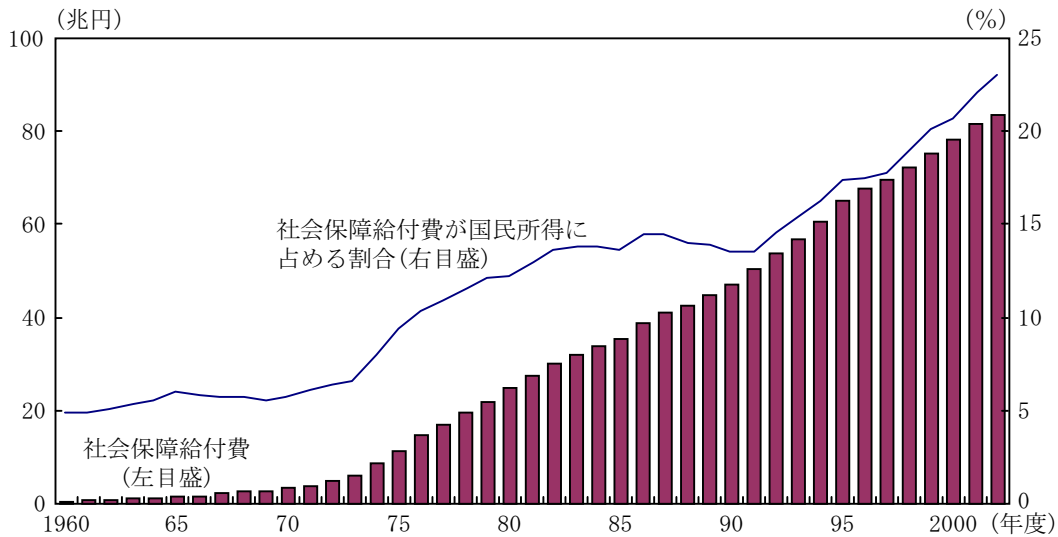
また、2004年9月21日に(社)日本経済団体連合会は、「財産相続時における、社会保障受給額（特に年金給付）のうち本人以外が負担した社会保険料相当分と相続財産との間で調整を行う仕組みも検討すべきである。」と提言している（『社会保障制度等の一体的改革に向けて』）。

する費用はどのように推移してきたのだろうか。ここでは、「高齢者関連の社会保障給付費」についてみてみよう。高齢者関連の社会保障給付費とは、高齢者が恩恵を受けている年金、医療サービス、福祉サービスの3つの社会保障費を指している²⁾。

高齢者関連の社会保障給付費が社会保障給付費

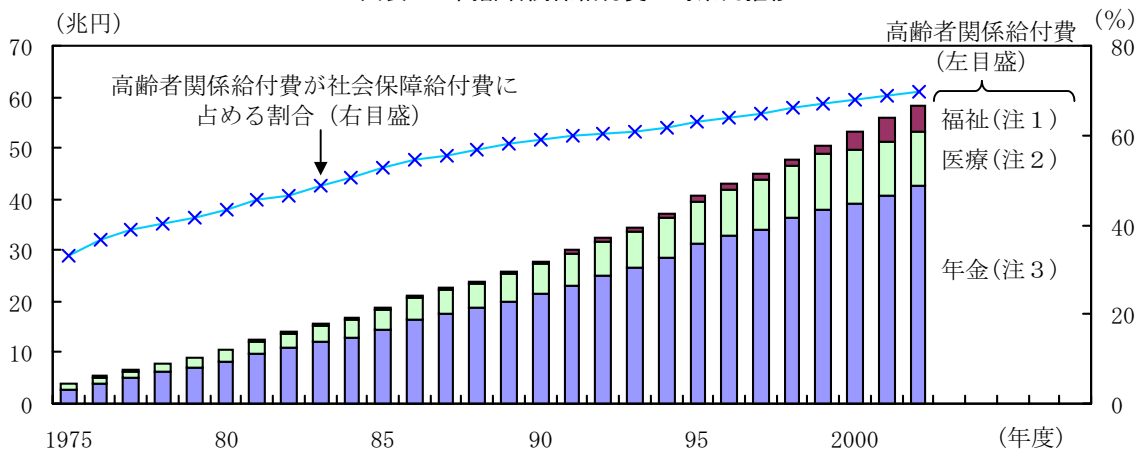
全体に占める割合は、年々増加しており、現在、約70%を占めるに至っている。ちなみに、高齢者関連の社会保障給付費の内訳をみると、年金保険給付費の占める割合が最も大きい(図表2)。

図表1 社会保障給付費の推移



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所『平成14年度社会保障給付費の概要について』2004年。

図表2 高齢者関係給付費の時系列推移



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所『平成14年度社会保障給付費の概要について』2004年。

- (注) 1. 福祉とは、老人福祉サービス給付費。
- 2. 医療とは、老人保健(医療分)給付費。
- 3. 年金とは、年金保険給付費。障害年金や遺族年金など高齢者以外への給付も含まれる。

2) 高齢者の中でも、特定の高齢者が恩恵を受けている「生活保護」等に要する費用は含まれていない。

2.3. 高齢者関連の社会保障費の将来見通し

厚生労働省は、将来の「高齢者関係給付費」を推計している（2000年10月）。これをみると、高齢者関連の社会保障給付費は、今後ますます増大し、高齢者関係給付費が国民所得に占める割合は、2025年度には29%を占める見通しである（図表3）。

このように、今後、社会保障の負担は一段と重くなっていく見通しの中、その財源としてしばしば指摘されているのが、社会保険料や所得税、あるいは消費税である。しかしながら、社会保険料や所得税、消費税の引き上げにも限界があると考えられ、新たな社会保障財源を探ることが今後は重要な課題となっていくように思われる。

3. 老親扶養と相続

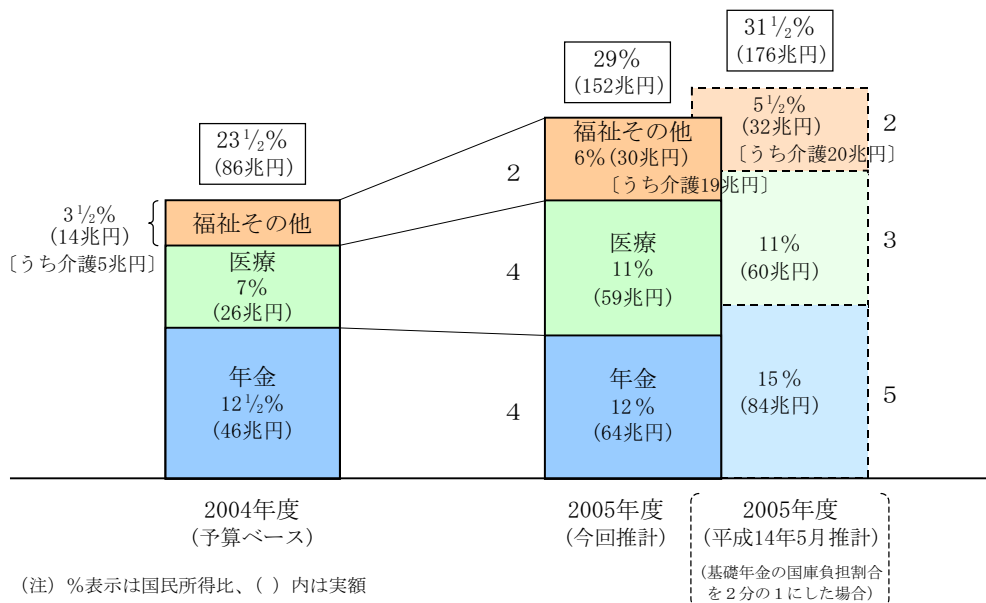
前章でみたように、今後ますます増大していく社会保障費の新たな財源について考えていく必要

がある。その一つとして、最近、社会保障の専門家の間では相続税を推す声がかかれるようになってきている。その背景には、社会保障制度の整備により、高齢者を社会全体で扶養するようになったのだから、社会保障制度に要する費用の一部を相続税収でまかなうべきという考え方がある。そこで、本章ではまず、相続には老親扶養の対価という性格があった点について考察する。次に近年、老親扶養の社会化が進展していることから、相続資産の一部を社会全体に還元していく必要があることを述べる。

3.1. 老親扶養の対価としての相続

本節では、まず老親扶養と相続について考える前提として、わが国の家族制度及び相続制度について整理しておく。なぜなら、誰が老親を扶養するのか、誰がどれだけ遺産を相続するのかという意思決定は家族制度及び相続制度によって大きく影響を受けると考えられるからである。その上で

図表3 高齢者関係給付費は将来的に増大



(出所) 社会保障構造の在り方について考える有識者会議『社会保障の給付と負担の見通し — 平成16年5月推計』2004年。

(注) 1. 基礎年金の国庫負担割合を2分の1にした場合における推計値。

2. 年金には、障害年金や遺族年金など高齢者以外への給付も含まれる。

データを基に、これまで相続には老親扶養の対価という性格があったことを明らかにする。

3.1.1. 戦前の老親扶養と相続

戦前のわが国の家族制度は、直系家族制度であった。直系家族制度とは、老夫婦、その後継ぎである子供夫婦、孫が同居する家族形態をいう。この直系家族制度の特徴の一つは、親子が同居するため「世代間扶養が容易³⁾」な点であった。そして、直系家族制度は「財産所有権の一子相続により成立していた⁴⁾」とされる。

戦前のわが国の相続制度は、原則として長男がすべての財産の相続権及び家長としての身分を承継していた。(これを「家督相続制度」という)。そして、当時は社会保障制度が未整備であったため、家長が老親を含む家族内の生活困窮者を扶養していたとされる⁵⁾。このように、戦前の家族制度及び相続制度の下では、老親扶養と相続は「家長による老親扶養の対価としての家督相続」というように、実態として強く結びついていた。この点、研究者によっては、老親扶養と相続は制度として強制的・固定的に結びついていたと述べる者もいる⁶⁾。

3.1.2. 戦後の老親扶養と相続

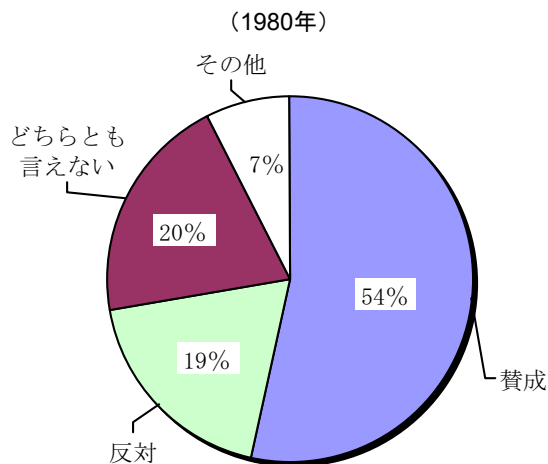
一方、戦後のわが国の家族制度は、直系家族制度から核家族制度へと移行した。核家族制度とは、夫婦とその子供が同居する形態をいう。そして新民法では、出生順位に関わらず、均等に法定相続分が与えられるようになった(これを「均等分割

相続(均分相続)制度」という)。

このように、第2次大戦を境に、家族制度及び相続制度は大きく変化したものの、老親扶養の対価という相続の性格は根強く残存していた。以下、いくつかのデータを基にこのことを確認する。

まず、戦後35年も経った1980年に内閣総理大臣官房老人対策室が60歳以上の高齢者を対象に行った調査をみてみよう。「仮に老親扶養の義務を怠った場合、その子供には遺産を残さなくていい」という意見に対して、過半数の人々が賛成している(図表4)。時代がやや下って、1986年に総理府が行った調査をみても同様の結果がみてとれる。

図表4 老親扶養を怠った子には相続させなくていい



(出所) 内閣総理大臣官房老人対策室『資産相続についての調査』1980年。

(注) 「子どもや他の扶養義務者が老後の世話をしない場合、親が所有している資産を譲らなくてもいいという意見について、あなたはどうか考えますか」という質問に対する回答。

3) 森岡清美ほか(1983)、p13。

4) 森岡清美ほか(1983)、p14。

5) 『社会学小辞典』(有斐閣、1997年)では、「わが国の家族制度は…(中略)…家督相続制を物的基礎として存続してきた。その存立基盤として、…(中略)…社会保障政策の欠如による生活困窮者の扶養の肩代わり…(中略)…が挙げられる。」と述べている。

6) 駒村は、「戦前の旧民法は、直系家族の制度としての長男の家督および財産相続と引き換えに老親を扶養するという形で『扶養と遺産の取引関係』を明確にし、介護・扶養と遺産相続の関係を整理していた。この意味では、戦前の相続・扶養法は『強制され固定された交換的遺産関係』と位置付けることができる」と述べている(駒村康平(1994))

「老親を扶養する子供が遺産を相続すべきである」と回答した者は約6割に及んでおり、無関係と回答した者は約3割に過ぎない（図表5）。

更に、1991年に生命保険文化センターが行ったアンケート調査をみても、「相続は老親の介護を考慮すべきである」と考える者の割合は7割にのぼっている（図表6）。

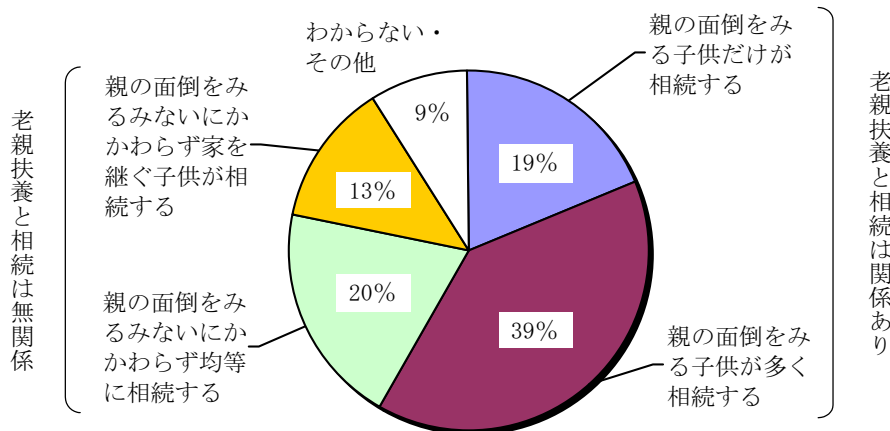
3.2. 老親扶養の社会化と相続資産の社会的還元

本節では、各種のデータを基に、社会保障制度が整備されるにつれて、家族による扶養から社会

全体による扶養へと変化（老親扶養の社会化）していること、特に介護保険制度の導入により、今後、老親扶養の社会化は急速に進んでいく可能性が高いことを述べる。その上で、老親扶養の対価として、相続資産の一部を社会に還元していく必要性があることを示す。

まず、老親扶養の内容について整理する。高齢者は大きく、自助で生活している者と家族などに扶養されている者とに分けられる。そして、扶養の内容には金銭面とサービス面、言い換えれば経済援助と生活支援・介護の両面があると考えられる。経済援助を私的扶養として行うのが「子から

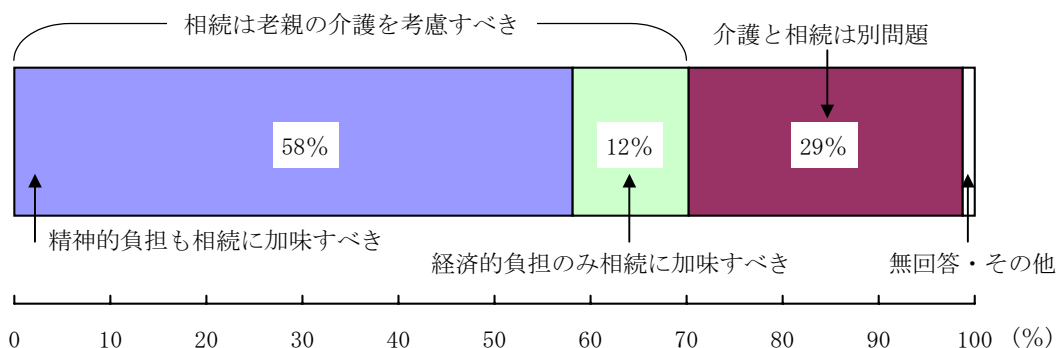
図表5 老親を扶養する子供が遺産を相続すべき（1986年）



（出所）総理府広報室『長寿社会に関する世論調査』1986年。

（注）「あなたは親の面倒をみることで遺産の相続について、どのように考えますか」という質問に対する回答。

図表6 相続は老親の介護を考慮すべき（1991年）



（出所）生命保険文化センター『高齢者の介護に関する調査』1991年。

（注）「あなたは老親の介護と遺産の相続との関係について、どのように考えますか」という質問に対する回答。

老親への仕送り・小遣い」である。一方、経済援助を社会的扶養として行うのが「公的年金」である。また、生活支援や介護を私的扶養として行うのが「家事支援・家族介護」、社会的扶養として行うのが「公的介護サービス」である（図表7）。

これまで社会保障制度は着実に整備されてきた。これに伴い、徐々に「老親扶養の社会化」が進んできた。例えば、わが国では1970年代以降、公的年金の水準は大幅に引き上げられ、これにより金銭面ではかなり老親扶養の社会化が進んできた。このことを、厚生労働省の『国民生活基礎調査』で確認しておこう。高齢者の所得の中で、仕送りなどの「私的扶養」及び「自助」の占める割合は縮小している。特に、私的扶養が高齢者の所得に

占める割合は現在、わずか1割にも満たない。その一方で、公的年金など「社会的扶養」の占める割合は徐々に高まってきており、直近では高齢者の所得の約6割を占めている（図表8）。

先にみたように、相続が老親扶養の対価として意識されていた1980年代においても、既に金銭面ではかなり老親扶養の社会化が進んでいたと言える。そのような実態があったにもかかわらず、老親扶養の対価としての相続という意識が強かったのは、なぜだろうか。

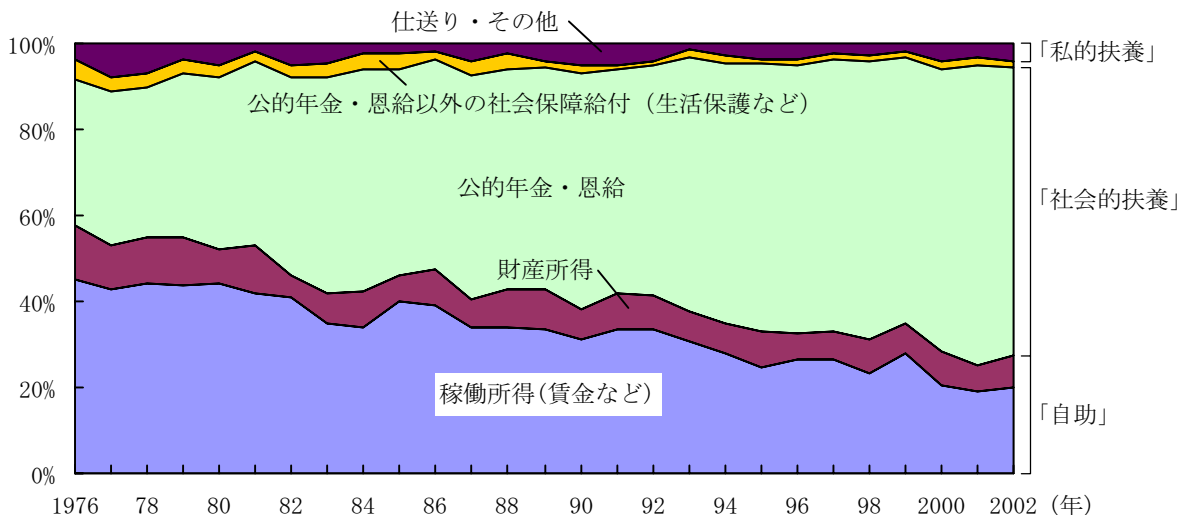
それは図表6でみたように、相続には老親扶養のサービス面（介護）の対価という性格があったからではないだろうか。というのは、老親扶養のサービス面に関しては、経済面に比べて社会化は

図表7 高齢期の生活の概念図

高齢期の生活		老親扶養の社会化	
		私的扶養	社会的扶養
扶養される	金銭面＝経済援助	仕送り・小遣い	公的年金
	サービス面＝生活支援・介護	家事支援・家族介護	公的介護サービス
自助で生活する		—	—

(出所) 富士通総研が作成。

図表8 高齢者世帯^(注)の所得に占める社会的扶養の割合の増加



(出所) 厚生労働省『国民生活基礎調査』各年版により作成。

(注) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

遅れていたからである。例えば、総務庁が1986年に行なった調査をみると⁷⁾、家事援助や介護などのサービスに関して、外部サービスを利用していると回答した高齢者はわずか3%に過ぎなかった（総務庁『老人の生活と意識に関する国際比較調査』1986年）。また、厚生労働省が1990年に行った調査をみても、要介護状態になった時の主な介護者としてホームヘルパーを挙げる者の割合はわずか4%であった（厚生労働省『国民生活基礎調査』1990年）。

その一方で、家族介護者にとって介護の負担はあまりに重かった。例えば、家族介護の経験者を対象に行ったアンケート調査（厚生労働省『保健福祉動向調査』1990年）をみると、多くの家族介護者が、疲労の蓄積、時間的ゆとりの喪失、ストレス、経済的な負担の重さなどを指摘している。このように家族介護は負担が重かったため、「介護してもらったのだから、相続資産を残すことで報いたい」と考えられていたと思われる。

ところで、2000年4月に介護保険制度が導入された。今後、介護の対価という相続の性格はどのように変化していくであろうか。介護保険制度下では、介護が必要であると認定された人（原則として高齢者）は誰でも公的介護サービスを利用できるようになった。これにより今後、社会的介護サービスの供給量は

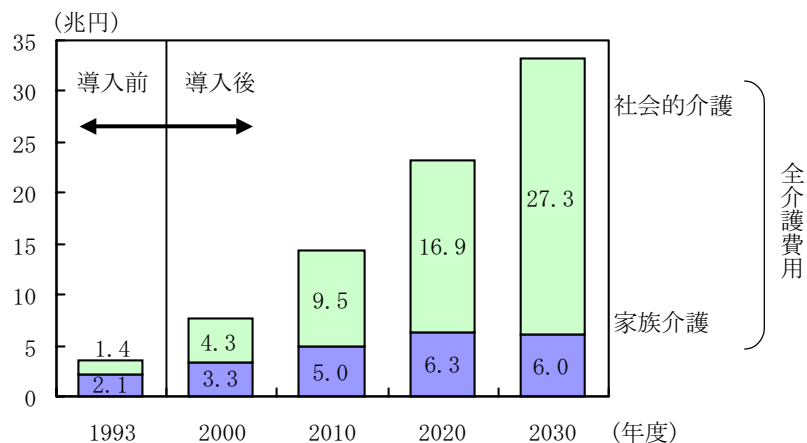
全体的に拡大していく見通しである。現在、社会的介護が全介護費用に占める割合は5割強であるが、今後は社会的介護が占める比重は7～8割を占めるようになると試算される（図表9）。

このように、老親扶養のサービスに関して、今後、その担い手は家族から社会全体へと変化していく可能性が高く、社会保障制度の整備に伴う老親扶養の社会化はますます進んでいく見通しである。それに伴い、2章でみたように高齢者関連の社会保障費もますます増大していくことになる。

図表9 将来、全介護費用の中で社会的介護費用の占める割合は増加

(単位：%)

	1993年度	2000年度	2010年度	2020年度	2030年度
全介護費用	100	100	100	100	100
社会的介護	40	56	65	73	82
家族介護	60	44	35	27	18



(出所) 各種資料を基に、富士通総研が作成。

- (注) 1. 金額は名目値。
 2. 全介護費用とは、社会的介護と家族介護を合計した費用。
 3. 社会的介護費用とは、介護保険制度における介護給付費総額のこと。
 4. 家族介護費用とは、家族介護にかかる費用のこと。
 5. 試算に使用した物価上昇率は、「社会保障構造のあり方について考える有識者会議」が行なった将来推計に準じた。すなわち、2010年までは年率2.5%、2011年以降は2.0%で上昇していくと想定した。
 6. 社会的介護費用の試算については、現在、厚生労働省が掲げている2000年以降のサービス供給体制の整備目標値が達成された場合を前提としている（詳細については、巻末資料1を参照のこと）。

7) 「現在、同居の家族以外の人や私的・公的サービス機関から、家事援助・給食サービス・入浴介助その他身の回りの世話、訪問・電話などによる話し相手、外出の援助といったサービスを受けているか」と質問している（65歳以上の高齢者380人が対象）。

これまでみてきたように、相続には老親扶養の対価という性格があった。今後は、老親扶養の担い手が「家族」から「社会全体」へと変化していく。高齢者が恩恵を受けている社会保障制度を維持していくためには、財政基盤の強化が重要な課題である。また、現在の高齢者の大半は年金で過剰給付（拠出した保険料を大幅に上回る給付）を受け取っている。過剰給付の一部が資産化している可能性がある。資産化した過剰給付が相続を通じて、子世代へと移転してしまう点が懸念される。なぜなら、高齢者世代の大きな資産格差が子世代の資産格差へと継承されるのは、公平性の観点から問題があるからである。これらのことを勘案すると、高齢者の相続資産の一部を社会に還元していく方法を考えていく必要があるだろう（図表10）。

4. 社会保障財源としての相続資産の活用

前章において、これからは高齢者の相続資産の一部を社会に還元していく方法を考えていく必要があると述べた。これを受けて、本章では、まず

現行の相続税制の仕組みについて概観する。その上で、今後は社会保障制度の受益者である高齢者に対する課税という観点を加味して、制度を再設計する必要があることを述べる。そして、仮に相続税制改革を行った場合の効果について推計を行う。

4.1. 相続税制の再設計

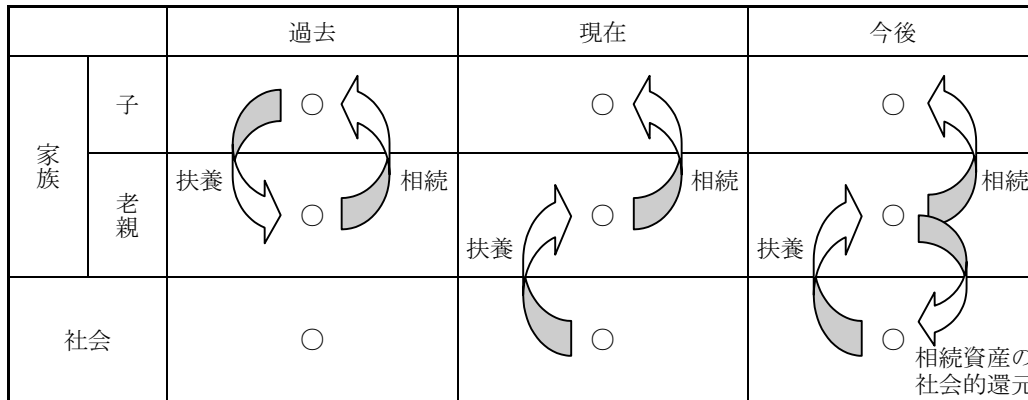
そもそも現行の相続税制はどのように設計されているのか。また、相続資産は現在、相続税を通じてどの程度、社会に還元されているのだろうか。以下では、現行の相続税制について概観した上で、相続税制を再設計する必要性について述べる。

4.1.1. 現行の相続税制の概要

まず、現行の相続税制の仕組みについてみてみよう。相続税の課税方式には、大きく分けて「遺産課税方式（相続資産そのものに課税する方式）」と「遺産取得課税方式（相続または贈与により資産を取得した相続人に課税する方式）」という2つの方式がある。このうち、わが国の現行の相続税制は、原則として「遺産取得課税方式」を採用している⁸⁾。

具体的には、相続や遺贈（遺言による財産の無

図表10 老親扶養と相続の対応関係



(出所) 富士通総研が作成。

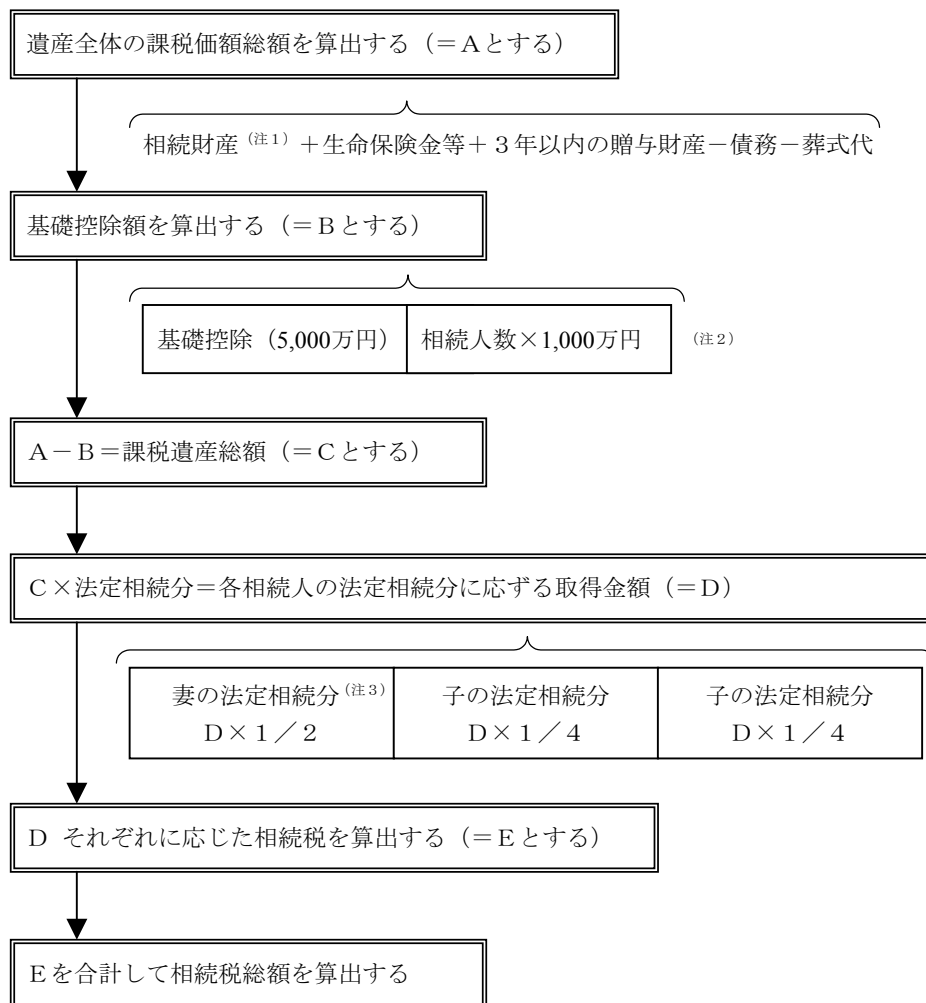
8) 大蔵省大臣官房編『図説日本の税制 — 平成13年度版』財経詳報社、2001年。

償譲与) によって取得した遺産総額をもとに算出した「課税価額総額」が「基礎控除額」を超える場合に限り、その超える額(課税遺産総額)に対して課税される。そして、課税遺産総額を法定相続分にしたがって各法定相続人に配分し、各人が受け取る遺産額に応じて相続税額を計算する。その税額を合計することにより、相続税総額を算出する(図表11)。そもそも相続税制が設計されて

いる目的は、①遺産の取得に担税力を見出して課税するもので、所得課税を補完すること、②累進税率を適用することにより、富の再分配を図ることであるという⁹⁾。

たしかに、これらの目的は重要であり、その必要性は今後も維持されていくであろう。しかしながら、現行制度には問題も少なくない。次々頁以降、順に述べる。

図表11 わが国の相続税課税の仕組み



(出所) 各種資料に基づき、富士通総研が作成。
 (注) 1. 現在居住する住宅・宅地には「小規模宅地の特例」措置がある(240㎡まで評価額の8割が控除される)。
 2. この他、配偶者控除、未成年者控除、障害者控除などがある。
 3. 妻は法定相続分以下あるいは1億6,000万円以下の場合、そのすべてが税額控除される。

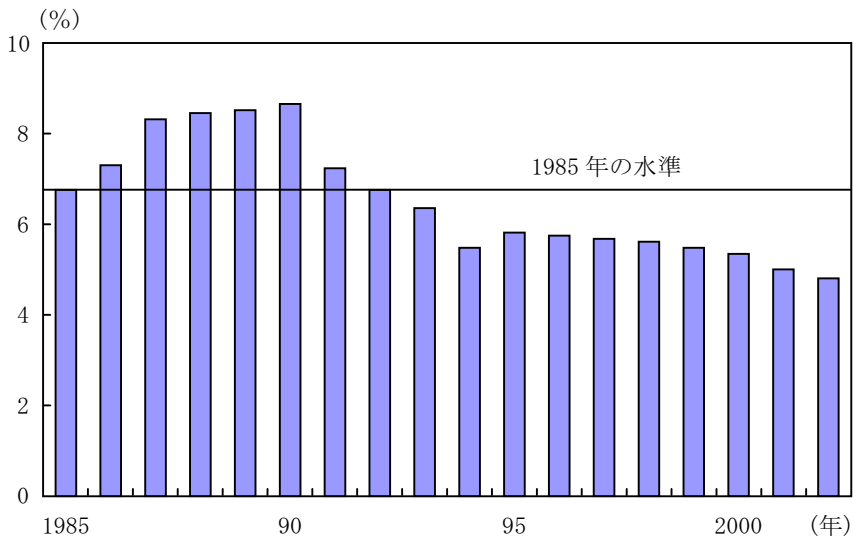
9) 大蔵省大臣官房編『図説日本の税制 — 平成13年度版』財経詳報社、2001年。

4.1.2. 「社会保障制度の受益者に対する課税」
という観点を加味

第一の問題は、1980年代後半の不動産バブルに呼応して引上げられた課税最低限（基礎控除額）が高どまりとなっている点である。相続税課税資産を遺した死亡者の割合はバブル期に増大したものの、その後バブル前の水準を割り込んでいる。現在、相続税が課されている人は50歳以上の全死亡者の5%に過ぎない（図表12）。これは、わが国の相続税制において、課税最低限の額が比較的、高く設定されているためである（図表13）。不動産価格が下落した現在、課税最低限（基礎控除額）を引き下げないと、相続税は空洞化してしまう。

また、社会保障・税制は総合的にみてバランスを欠いているように思われる。まず、現役世代の社会保険料負担は定率となっており、累進性は希薄である。そして、個人税制、特に所得税制改革は経済活力を維持する観点から、フラット化の方向で進められており、富裕な人の資産形成を容易にしている。以上を加味すると、社会保障給付の充実には富裕な高齢者が形成する資産の一部に組み込まれている可能性があり、多くの富裕な高齢者の資産が低率で継承される。このままでは、高齢者における大きな資産格差は相続を通じてそのまま子世代の資産格差へと移転してしまう。また、今後の被相続人はきょうだい数が少ないため、相

図表12 50歳以上の死亡数に対する、相続税が課税された人の割合



(出所) 国税庁『国税庁統計年報』等に基づき、富士通総研が作成。

図表13 わが国は諸外国と比べて、課税最低限の額が高い

		日本	米国	イギリス	フランス
課税最低限 (万円) 妻と子ども3人の場合		9,000	15,120	8,316	3,240
税率	最低	10%	37% (18%)	40%	5%
	最高	50%	55% (60%)		40%
	累進段階	6段階	17段階	1段階	7段階

(出所) 財務省大臣官房編『図説日本の税制 — 平成13年度版』財経詳報社、2001年。

続を受ける確率が高まる。所得税制改革におけるフラット化の主たる目的は、就労意欲を促進するためであるが、相続を通じて不労所得を手にする子世代が増えることは就労意欲を阻害するのではないかという点も懸念される。

更に今後、老親扶養の社会化が進んでいくことを考えると、「社会保障制度の受益者である高齢者の相続資産の一部を社会に還元する¹⁰⁾」という観点も相続税に加味すべきであると考えられる。この観点から言えば、現行の相続税制のままでは不十分である。というのは、そもそも現行の相続税は先に述べたように、課税最低限の額が高く設定されているため、9割以上の方が課税されていない。このままでは相続資産の受益はこれまで通り個人が受けることになってしまい、社会には還元されない。

したがって、これからは老親扶養の対価として相続資産の一部をきちんと社会に還元するように制度を再設計していくべきであろう。具体的には、

社会保障制度の受益者である高齢者（被相続人）に対して新たに遺産課税を課すのも一案であると思われる。その上で、増収分を社会保障給付費に充てることも検討していくべきであろう。

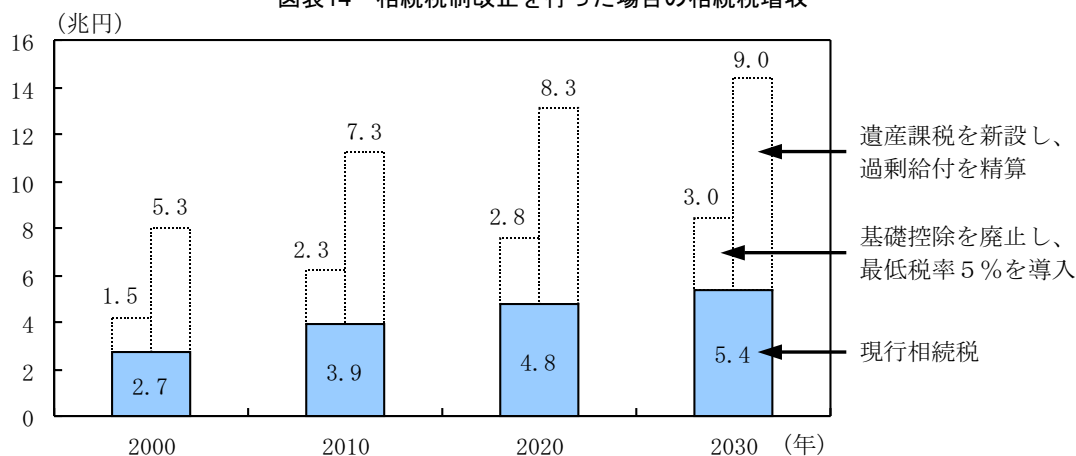
今後の改革の方向性としては、大きく2つある。第一の方策は、相続課税を強化する方法である。第二の方策は、遺産課税を新設する方法である。以下、2つの税制改革を行った場合の増収効果についてシミュレーションを行う。

4.2. 相続税制改革シミュレーション

4.2.1. 相続課税の強化シミュレーション

ここでは、「相続税を広く薄くとる」ようにした場合の効果について、推計を行う。具体的には、基礎控除額及び優遇措置の大半を廃止して、5%の相続税を新たに課した場合の相続増収について試算した。試算結果をみると、2010年に2.3兆円、2020年に2.8兆円、2030年に3.0兆円の増収となる（図表14）。

図表14 相続税制改正を行った場合の相続税増収



(出所) 各種統計に基づき、富士通総研が作成。

(注) 1. 相続資産のすべてが課税対象となるわけではない(詳しくは、付2を参照)。

2. 数字は名目値。

10) これに対する反論として、わが国の社会保障制度は社会保険方式で運営されており、社会保険料を支払っている加入者にはサービスを受ける権利が保証されているのだから、新たに受益の対価を支払う必要はないという意見があるだろう。この点に関しては、現在、社会保障制度の財源には多額の公費(税金)が投入されている。すなわち、社会保険方式で運営されているとはいっても、その財源は社会保険料だけではない以上、新たに相続資産の一部を財源に充てる意味はあると考える。

4.2.2. 産課税の新設シミュレーション

ここでは、「社会保障制度の受益者である高齢者（被相続人）に対して新たに遺産課税を課す」ようにした場合を考える。具体的には、高齢者各人の過剰給付（社会保障給付— 拠出で算出）を死亡時に、「遺産課税」という形で精算した場合の効果について試算した。試算結果をみると、2010年に7.3兆円、2020年に8.3兆円、2030年に9.0兆円の増収となる（図表14）。

4.3. 社会保障財源への改革効果のシミュレーション

次に、上記2つの相続税制改革の下での増収分を将来時点の「高齢者関係給付費」と比べてみよう。2025年の増収は相続税強化策で2.9兆円、遺産課税新設策で8.7兆円と試算され、これは同年における「高齢者関連の社会保障費」176兆円のそれぞれ2%弱、5%弱に相当する（図表15）。これらの割合はそれほど大きいものではない。しかしながら、数兆円単位の増収が見込まれる新たな財源というのは、相続税以外にはあまり見当たらない。今後、新たな社会保障財源を模索していく中で、相続税は有力な選択肢の一つであると考えられる。

5. おわりに

これまでみてきたように、将来的に社会保障費が増大していく見通しであることから、今後は新たな財源を探す必要があるだろう。相続には老親扶養の対価という性格があることを示した。そして、今後は介護保険制度下における介護サービスの充実などにより、老親扶養の社会化が急速に進展していく可能性が高い。そこで、社会保障制度の受益者である高齢者も相応の負担をするという観点から、相続課税を強化した場合に数兆円規模の増収が見込まれることを試算した。したがって、相続税は社会保障財源として有力な候補であると考えられる。

最後に、本研究では検討が不十分であり、今後の研究課題として残された諸点について列挙する。

第一に、老親扶養の対価としての相続という性格について、本研究では大まかな流れを追ったに過ぎず、戦前における両者の関係や最近の変化などは十分には検証できていない。

第二に、相続税の負担の在り方については多様な考え方がありうる。例えば、相続税の負担が重い人たちの負担を軽減すべきという意見をしばしば耳にする¹¹⁾。また、高齢者の中でも経済的弱者

図表15 現行の相続税制を維持した場合、改正した場合の増収

年度	2000	2010	2025
高齢者関係給付費 (A)	86兆円	110兆円	176兆円
5%課税時の相続税増収 (B)	1.5兆円	2.3兆円	2.9兆円
B/A (%)	1.7%	2.1%	1.6%
遺産課税新設時の増収 (C)	5.3兆円	7.3兆円	8.7兆円
C/A (%)	6.2%	6.6%	4.9%

(出所) 各種統計に基づき、富士通総研が作成。

(注) 数字は名目値。

11) マスコミ等の報道では「相続税負担の重さが中小企業の事業継承を阻害するケースが少なくない。これにより、わが国工業の基礎技術力が低下してしまう懸念がある。したがって、相続税負担を軽減すべきである」（朝日新聞、2001.10.25）という議論が多くみられる。最近では、中小企業の経営を子らが引き継ぐ場合、事業承継を条件に相続税を軽減する優遇策が導入された。

への課税強化には強い反発が予想される。本研究では、相続税を広く薄くとるように課税強化した場合の効果を試算してみたが、現実的には経済的弱者に配慮した対応策も併せて講じていく必要がある。

第三に、本研究では社会保障財源として相続税を充てることの妥当性を論じたが、他の財源との比較は行っていない。具体的な政策を論じるためには、社会保険料、所得税、消費税などの特徴を比較し、社会保障財源を誰がどのような形で負担すべきかという論点、すなわち社会保障財源としての最適ミックスは何かという論点について、十分に検討していく必要がある。

【付1】介護費用の試算方法

2000年の介護費用、2010～2025年の介護費用の順に、試算方法を説明する。

1. 2000年の介護費用の試算方法

2000年の社会的介護費用は、基本的に厚生労働省の2000年度予算の数値を使用した。また、厚生

労働省の予算において前提とされている数値をもとに、家族介護費用を試算した。

2. 2010～2025年の介護費用の試算方法

厚生労働省も2005年、2010年の介護費用を推計している。ただし、2010年以降の推計は行っておらず、また2010年までの推計についても、2000年以降のサービス供給体制の整備目標が反映されていないといった問題がある。

そこで本稿では、「要介護高齢者数」については、入手できる最新データで補正しつつ、「一人あたり介護費用」を掛け合わせて、2010～2025年の介護費用を試算した。

具体的には、「要介護高齢者数」は、「年齢階級別の要介護高齢者の発生率×年齢階級の人口」により、試算した。なお、「年齢階級別の要介護高齢者の発生率」は、厚生労働省の1993年推計値（厚生労働省『厚生白書』1998年）に基づいた。年齢階級の人口は、厚生労働省の1997年推計値（中位推計）に基づいた（図表16）。

また、「一人あたり介護費用」は、2000年度予算に

図表16 介護費用の試算方法

社会的介護費用 施設サービス 在宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・2000年度に厚生労働省が立てた介護保険の予算における「介護総費用」の金額を使用した。 ・なお、介護総費用は2000年度における「要介護高齢者数×一人あたり介護費用」で推計されている。
家族介護費用	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省は、2000年度予算において、介護保険における在宅サービスにより、在宅にいる要介護高齢者のニーズがカバーされる割合を32.73%と推計している（なお、在宅サービス給付費用は1.49兆円）。 ・在宅サービスでは充たされない67.27%の部分は家族介護によってまかなわれると考え、家族介護費用を推計した。

（出所）各種資料に基づき、富士通総研が作成。

における「各サービスの価格」が厚生労働省の将来推計における増加率で増大していくと想定した（詳しくは、図表17を参照）。

【付2】相続税収の試算方法

相続資産規模、相続税収の順に、試算方法を説明する。

1. 相続資産規模の試算

1.1. 基本的な枠組み — 1999年時点の試算

相続資産に関するデータは、総務省『全国消費実態調査』と国税庁『国税庁統計年報』が詳しい。

それぞれ直近のデータは、1999年（平成11年）のものである。ただし、それぞれの統計には、以下のような特徴、及びデータ使用上の限界がある。

そこで、本研究では両方の統計を組み合わせて、1999年時点における相続資産階級別の相続資産額及び相続税収を試算した。すなわち、相続資産が1億円以下の階級については『全国消費実態調査』などを基に試算し、相続資産が1億円以上の階級については国税庁『国税庁統計年報』のデータをそのまま使用した。

相続資産規模の具体的な算出方法は、以下のとおり。

① 『全国消費実態調査』から、資産が1億円以下の階級について、「世帯主の年齢別・資産総額階

図表17 要介護高齢者数、一人あたり介護費用の試算方法

	要介護高齢者数 (A)	一人あたり介護費用
社会的介護費用		
施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> 施設サービスを利用する要介護高齢者数は、施設の入所者数と等しいと想定した。 各施設の入所定員数は、ゴールドプラン21の計画通りに施設が整備され、更にその後も同じペースで整備が進展すると想定した (B)。 	2000年度予算における「一人あたりの施設サービスの価格」を算出する。そして、2010年までは年率2.5%、それ以降は2.0%の割合で上昇していくと想定した（厚生労働省の将来推計に準じている）。
在宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は、「在宅の要介護高齢者のニーズをカバーする割合」は2000年の32.73%から、2010年には43.64%になると想定している（年率に直すと、3.2%の増加となる）。このペースでその後も在宅サービスが整備されていくと仮定した。 在宅サービスを利用する要介護高齢者数は、在宅にいる要介護高齢者数 (A-B) に、各年の「在宅の要介護高齢者のニーズをカバーする割合」を乗じた (C)。 	2000年度予算における「一人あたりの在宅サービスの価格」を算出する。そして、2010年までは年率2.5%、それ以降は2.0%の割合で上昇していくと想定した（厚生労働省の将来推計に準じている）。
家族介護費用	<ul style="list-style-type: none"> 家族介護を受ける要介護高齢者数は、(A-B-C) により、算出した。 	「一人あたりの在宅サービスの価格」に準じている。

(出所) 各種資料に基づき、富士通総研が作成。

図表18 『全国消費実態調査』と『国税庁統計年報』の比較

資料名	総務省『全国消費実態調査』	国税庁『国税庁統計年報』
特徴	・世帯主の年齢別・資産総額階級別の世帯数等が掲載されている。	・相続資産階級別に、被相続人数、課税価格、納付税額等が掲載されている。
データ使用上の限界	・被相続人数、課税価格、納付税額等は掲載されていないため、別途、推計する必要がある。 ・資産総額が「1億円以上」の階級は1階級で括られており、高額の資産階級に関するデータは不十分。	・相続税が課税されていない人のデータは掲載されていない。 ・相続資産が「1億円以下」の階級は1階級で括られており、低額の相続資産階級に関するデータは不十分。
本研究での使用	・「世帯主の年齢別・資産総額階級別の世帯分布」に「年齢別世帯主死亡率」を掛け合わせて、相続資産規模を試算。	・相続資産（課税価格）が1億円以上の相続階級別の相続資産規模をそのまま使用。

(出所) 各種資料に基づき、富士通総研が作成。

- 級別の世帯数」及び「世帯主の年齢別の性別割合」を得る。また、厚生労働省の『人口動態統計』から「年齢別・性別の死亡率」を得る。
- ② ①で得た「世帯主の年齢別の性別割合」に、「年齢別・性別の死亡率」を掛け合わせることで、「世帯主の年齢別の死亡率」を算出する。
 - ③ 更に、②で算出した「世帯主の年齢別の死亡率」に、①で得た「世帯主の年齢別・資産総額階級別の世帯数」を掛け合わせて、「資産総額階級別の相続件数」を算出する。
 - ④ また、『国税庁統計年報』から、課税価格が1億円以上の階級別データを同相続資産階級別のデータとしてそのまま使用。
 - ⑤ こうして③と④から得られた「相続資産階級別の相続件数」に、各階級の平均相続資産額を掛け合わせたものを合計し、1999年時点の相続資産規模を求める。

1.2. 将来の試算

- ① 1999年時点の「相続額階級別の相続件数」から、「年齢別・相続資産階級別の相続件数の構成

比率」を算出し、この比率は今後も一定であると想定する。

- ② 国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計』（2000年）、『将来推計人口』（1997年）から得た、「世帯主の年齢別にみた将来世帯数」と「年齢別の死亡率」を掛け合わせることで、「将来の年齢別相続件数」を算出する。
- ③ ①で求めた「年齢別・相続資産階級別の相続件数構成比率」と②で求めた「将来の年齢別相続件数」を掛け合わせることで、「将来の相続資産階級別の相続件数」を算出する。
- ④ ③で求めた「将来の相続資産階級別の相続件数」に各階級ごとの平均相続資産額を掛け合わせることで、将来の年間相続資産総額を算出する。なお、平均相続資産額は経済成長率と等しく上昇していくものとする（社会保障構造の在り方について考える有識者会議が行った「高齢者関連の社会保障給付費」の将来推計と比較する上で整合性を取るために、同推計の前提に準じて2010年までの経済成長率は年率

2.5%、それ以降は2.0%の増加率で増大していくと想定した)。

2. 相続税収の試算

2.1. 基本的な枠組み

高齢者(被相続人)の相続資産に対して課税する「遺産課税方式」を想定した¹³⁾。なお、被相続人の中で配偶者が生存しているケースについては、被相続人に帰属する相続資産は世帯が保有する資産の2分の1とみなす¹⁴⁾。

1.で求めた、相続資産規模のうち、「遺産課税方式」の課税対象となる部分(以下、「遺産課税対象割合」と呼ぶ)を試算し、これに税率を掛け合わせることで、相続税の増収分を求める。

2.2. 具体的な試算方法

- ① 国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計』(2000年)から、「世帯主の年齢別・世帯構成別(単独、夫婦のみ、夫婦と子、ひとり親と子)にみた将来世帯数」を得る。これをもとに、「将来の世帯主の年齢別にみた配偶者の有無別の割合」を求める。そして、有配偶者の割合に2分の1を乗じ、無配偶者の割合に足すことにより、将来の「世帯主の年齢別にみた遺産課税対象割合」を算出する。
- ② ①で求めた「世帯主の年齢別にみた遺産課税対象割合」に、1.で求めた「世帯主の年齢別の相続資産総額」を掛け合わせることで、「世帯主の年齢別にみた遺産課税対象となる相続資産

総額」を算出する。

- ③ ②で求めた、「世帯主の年齢別にみた遺産課税対象となる相続資産総額」を合計することにより、将来の「遺産課税対象となる相続資産規模」を算出する。
- ④ 「遺産課税対象となる相続資産規模」に税率(3%、5%、7%)を乗じて、相続税収を算出する。

【参考文献】

- 麻生良文 1998 「相続を通じた世代間移転」一橋大学経済研究所『経済研究』Vol.49, No.4, pp.289-296
- 烏野猛 1997 「高齢者の介護問題と相続——介護・遺言に関する裁判事例を手がかりにして」日本社会保障法学会『社会保障法』Vol.10, No.4, pp.24-29
- 駒村康平 1994 「高齢者家計における遺産行動の経済分析」『季刊・社会保障研究』Vol.30, No., pp.62-75
- 野口悠紀雄 1990 「家計の資産保有と相続——高度成長期の実態と今後の展望」『日本の政治経済システム』日本経済新聞社, pp.115-139
- 野口悠紀雄 1992a 「家庭内の世代間移転——居住用財産の相続を中心として」『日本経済研究』Vol.22, pp.26-37
- 野口悠紀雄 1992b 「ストック化時代の経済政策——社会保障との関連を中心に」『分析・日本経済のストック化』日本経済新聞社, pp.89-97
- 野口悠紀雄 1994 「相続税に関する基礎的考察」『税制改革の新設計』日本経済新聞社, pp.25-39
- 野口悠紀雄、上山協子、鬼頭由美子 1989 「相続によ

13) 現行制度では、相続人の属性によって、さまざまな税控除が設けられているため、約1割の人しか課税されていない。しかしながら、本推計では、社会保障制度の受益者である高齢者に対する課税という目的に則って、万遍なく課税することとした。

14) わが国の民法では、基本的には夫婦の別産制を採用しており、夫婦の財産は夫と妻それぞれに半分ずつ帰属すると考えられている(藤木他『法律学小辞典』有斐閣)。したがって、仮に遺産課税方式を採用した場合、被相続人の中で配偶者が生存しているケースについては、被相続人に帰属する相続資産は世帯が保有する資産の2分の1とみなし、この部分についてのみ課税することになる。

る世代間資産移転の構造 — 首都圏における実態調査結果 — 』『季刊・社会保障研究』 Vol.25, No.2, pp.45-59

大沢千代子 1999 「経済のストック化と資産移転課税 — 高齢社会における相続税制」 駒沢大学大学院『経済学研究』 Vol.28, pp.46-57

高山憲之編著 1992 『ストック・エコノミー — 資産形成と貯蓄・年金の経済分析』 東洋経済新報社

高山憲之、有田富美子 1996 『貯蓄と資産形成 — 家計資産のマイクロデータ分析 — 』 岩波書店

高山憲之、麻生良文、神谷佳孝 1996 「人的資産，相続資産と遺産動機」『郵政研究レビュー』 Vol.7, pp.23-36 郵政研究所

高山憲之、ホリオカ・チャールズ・ユウジ、太田清編 1996 『高齢化社会の貯蓄と遺産・相続』 日本評論社
財団法人財政経済協会 1994 『高齢社会への新たな戦略<税制>』